

“患者紹介ビジネス対策” 結果検証、「調査対象期間長めに」

中医協・総会（会長：森田朗・国立社会保障・人口問題研究所所長）は7月30日、2014年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の調査票案について、委員から意見を募った。



調査票案が示されたのは、2014年度に行う調査のうち「同一建物同一

日の訪問診療等の適正化による影響調査」に関するもの。2014年度改定で、在宅医療における“患者紹介ビジネス”などの不適切事例防止を図る観点から、同一建物に居住する複数の患者を同一日に訪問した場合に点数を引き下げる対応を行ったことなどに関する影響を調査する。

医療機関に対する主な質問項目には、①最も多くの患者を診療した日における全患者への対応状況（患家までの移動時間や患家での滞在時間など）、②2014年度改定前後での訪問診療における変化、③在宅患者の具体的な診療状況——などが挙げられた。事務局案では、①の調査日を7日間（8月18～24日）のうち1日としていたが、中川俊男委員（日本医師会副会長）から「調査対象期間が1週間では回収率が低下する恐れがある」との指摘があったため、期間を広げる方向で検討することとなった。

その他、薬局における訪問薬剤管理の実態、集合住宅（高齢者用施設）における入居者の訪問診療状況などを調査する。

事務局は本日の議論を基に調査票案に修正を加え、各委員に個別確認を取った上で8～9月にかけて調査を実施する。

■医薬分業下での調剤技術料等の妥当性など検討へ

会合では、6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」などにおける中医協関連項目が報告された。

同基本方針については、「医薬品等の費用対効果評価の導入」や「医薬分業下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性等の検証」「リフィル制度」などを中医協で検討する項目とした。

また、「規制改革実施計画」における関連部分としては、「7対1入院基本料の在り方」「在宅診療専門医療機関における外来体制」などの検討が挙げられた。

次の開催日程は未定。